

山梨県青少年問題協議会公募委員の公募について

1 目的

山梨県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の委員の選考について、県民からの意見を本県における青少年施策に反映させるため、協議会委員の一部を公募する。

2 委員の職務

協議会に出席し、山梨県の青少年行政の総合企画及び総合調整に関する事項その他青少年施策に関する事項について、調査、研究及び協議を行う。

3 募集人数及び任期

- (1) 募集人数 2名以内
- (2) 任期 2年間（令和8年7月1日～令和10年6月30日）

4 応募資格

- (1) 本県に在住する者で、令和8年4月1日現在で満18歳以上（高校生を除く）の者ただし、県外に在住する者で、県内に通勤、通学する場合も可とする。
- (2) 本県の附属機関等の委員となっていない者
- (3) 国又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤職員でない者
- (4) 年2回程度、平日に開催される協議会に出席できる者

5 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月18日（月）午後5時15分必着

※応募数が規定に達しないため、募集期間を令和8年5月27日(水)まで延長する

6 応募方法及び選考方法

(1) 応募方法

次の①・②の書類を郵送、電子メール、FAX及び持参のいずれかの方法により、前項に掲げる募集期間内に提出する。

なお、持参の場合は、受付時間を午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日を除く）とする。

①応募申込書	所定の様式による。（県のホームページに掲載）
②作文	800字程度、氏名を記入、様式自由 テーマ「これからの青少年の健全育成について考えること」

(2) 提出先

山梨県教育庁社会教育課 青少年保護育成担当

〒400-8504 甲府市丸の内1丁目6番1号

電話：055-223-1356（直通）

FAX：055-223-1775

E-mail：shakaikyo@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 選考方法

選考委員会を設置し、別に定める「山梨県青少年問題協議会公募委員選考要領」に基づき提出された応募申込書及び作文により選考する。

(4) その他

選考結果は、応募者全員に通知する。

受付した応募申込書及び作文は返却しない。また、その著作権は山梨県に帰属する。

なお、記載された個人情報、協議会委員の選考以外の目的に使用しない。

公募の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することがある。